

教第 60 号議案

元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則等を廃止する規則について

元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則等を廃止する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

時代適合性のない規則を廃止する。また、教育委員会の所属職員等に令達する内容の規則を廃止し、教育長訓令として制定する。

元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則（平成元年1月教育委員会規則第6号）
- (2) 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規則（平成25年6月教育委員会規則第3号）
- (3) 職員のサービスの宣誓に関する規則（昭和26年4月教育委員会規則第5号）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会規則の廃止について

教育委員会事務局総務課

<概要>

教育委員会規則のうち、時代適合性(必要性)のない規則を廃止する。

また、教育委員会の所属職員等に令達する内容の規則については、訓令で定めるべきであるため、これを廃止の上、教育長訓令として改めて制定する。

(1)時代適合性のない規則

①元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則

昭和から平成に元号が改正された際に、様式の元号表示方法を定めたもの。

②神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規則

特殊勤務手当の支給について、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の臨時的な取り扱いを定めたもの。

(2)訓令として定めるべき規則

③職員の服務の宣誓に関する規則

職員の服務の宣誓に関する条例にもとづき、教育委員会職員の宣誓書の保管方法や様式を定めたもの。所属している教職員等に令達するものであり、かつ教育長に委任する事務等に関する規則第2条により教育長に委任されている事務であるため、本規則を廃止し、教育長訓令として改めて制定する。

なお、市長部局も同内容について訓令で定めている。

<参考> 訓令の種別

教育長訓令：委任規則第 2 条の除外事項以外の事務(教育長に委任されている事務)

教育委員会訓令：委任規則第 2 条の除外事項の事務

○教育長に委任する事務等に関する規則

第 2 条 教育委員会は、別に定める場合を除くほか、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 職員の人事に関する一般方針を決定し、並びに職員の任免、分限、懲戒及びその他人事に関する事務を行うこと。
- (4) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃を行うこと。
- (5) 教育に関する事務に係る長の作成する議会の議案について意見を述べること。
- (6) 法第 26 条に規定する点検及び評価に関する事務を行うこと。
- (7) 教科用図書の採択を行うこと。
- (8) 教科内容及びその取扱の一般方針を定めること。
- (9) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (10) 社会教育委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免を行うこと。
- (11) 職員の研修に関する一般方針を決定すること。
- (12) 職員に重要な表彰を行うこと。

○元号の改正に伴う神戸市教育委員会規則の様式の特例に関する規則

平成元年 1 月 25 日

教委規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、元号の改正に伴い、神戸市教育委員会規則の規定に基づく様式のうち年又は年度の表示方法につき昭和の元号又はその略号を用いているものについて、当該神戸市教育委員会規則の様式の特例を定めるものとする。

(様式の特例)

第 2 条 神戸市教育委員会規則の規定に基づく様式のうち年又は年度の表示方法につき昭和の元号又はその略号を用いているものについては、元号を改める政令(昭和 64 年政令第 1 号)の施行の日以後の年又は平成元年 4 月 1 日以後の年度を表示する場合は、これらの様式にかかわらず、平成の元号又はその略号を用いるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成元年 1 月 8 日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の適用の際現に存するこの規則の規定により平成の元号又はその略号を用いることとなる様式の用紙は、当分の間、昭和の元号又はその略号を平成の元号又はその略号に訂正し、なお使用することができる。

○神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規則

平成 25 年 6 月 28 日

教委規則第 3 号

(特殊勤務手当の特例)

第 1 条 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則(平成 10 年 4 月 22 日教委規則第 1 号)第 2 条の規定にかかわらず、神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 18 年 1 月条例第 38 号)第 37 条第 1 号に規定する職員のうち校長、園長又は教頭に相当する者に対し同号に規定する教育委員会職員手当を支給するに当たっては、当該職員が受けるべき額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第 2 条 前条の規定により減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

○職員の服務の宣誓に関する規則

昭和 26 年 4 月 10 日

教委規則第 5 号

第 1 条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和 26 年 4 月条例第 22 号。以下「条例」という。)

の施行に関し教育委員会職員について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

第 2 条 特殊の技能を必要とする職務に採用せられた者で、その職務を行うにつき一定の見習課程を要するものの宣誓は、その見習課程の終了後においてこれを行う。

第 3 条 教育委員会事務局の会計年度任用職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。)以外の職員並びに学校及び幼稚園の職員の宣誓書は、教職員人事課長が保管するものとし、教育委員会事務局の会計年度任用職員の宣誓書は、その者の属する課長又は室長が保管するものとする。

第 4 条 条例第 2 条に定める任命権者が定める宣誓書は、様式によるものとする。

(施行細目の委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 36 年 5 月 1 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 42 年 1 月 6 日教委規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日教委規則第 12 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日教委規則第 12 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日教委規則第 22 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 30 日教委規則第 5 号)

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日教委規則第 18 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。